

離婚に関連する届には以下のものがあります。ただし、一般的な場合について説明しておりますので、詳しくは担当窓口におたずねください。

項目	説明	届出期間	必要書類	窓口
離婚届	<ul style="list-style-type: none"> <li>*届出先…夫婦の本籍地又は届出人の所在地です。</li> <li>*届出人…協議離婚は夫・妻、調停・和解・請求の認諾・審判・判決離婚は原則申立て人です。</li> <li>・協議離婚の場合は成人2名の証人の自署押印が必要です。</li> <li>・離婚届のみでは子供の戸籍を離婚後の母又は父の戸籍に移すことはできません。これを希望する場合は家庭裁判所の許可を得て、別途下記「入籍届」が必要です。</li> <li>・離婚により住所の変更があった場合は別途住所異動届が必要です。</li> </ul>	調停・和解・請求の認諾・審判・判決離婚は 確定の日から 10日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚届書</li> <li>・戸籍謄本（本籍地の役所（役場）に届ける場合は不要）</li> <li>・届出人の印鑑</li> <li>・調停・和解・請求の認諾の場合は各調書の謄本</li> <li>・審判・判決離婚の場合…審判書又は判決の謄本及び確定証明書</li> </ul>	住民課 Tel94-3132
離婚の際に称していた氏を称する届 (離婚届と同時に届出可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*離婚により旧姓にもどる夫又は妻が、離婚後も婚姻中の氏の使用を希望する場合の届出です。</li> <li>*届出先…届出人の本籍地又は所在地です。</li> <li>*届出人…離婚により旧姓にもどる夫又は妻です。</li> </ul>	協議離婚届出日、 調停等の成立日、 審判、判決等の確定日から3か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚の際に称していた氏を称する届書</li> <li>・戸籍謄本（本籍地の役所（役場）に届ける場合は不要）</li> <li>・届出人の印鑑</li> <li>(離婚後3か月以上経過した場合は「氏変更届」となり、家庭裁判所の許可審判書と確定証明書が必要となる)</li> </ul>	
入籍届 (離婚届と同時に届出不可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>*婚姻中の戸籍に記載されている子供の戸籍を、離婚により婚姻中の戸籍から除かれた夫又は妻の戸籍に移す場合の届出です。</li> <li>*届出先…入籍する子の本籍地又は届出人の所在地です。</li> <li>*届出人…入籍する子（但し、子が15歳未満の場合は親権者である母又は父）です。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・入籍届書</li> <li>・家庭裁判所の許可審判書謄本</li> <li>・子の戸籍謄本（本籍地の役所（役場）に届ける場合は不要）</li> <li>・氏（戸籍）を異にする父又は母の戸籍謄本（本籍地の役所（役場）に届ける場合は不要）</li> <li>・届出人の印鑑（入籍する子が満15歳以上の場合は子の印鑑が必要となるため注意）</li> </ul>	
印鑑登録届	婚姻中の氏が含まれた印鑑で印鑑登録をしており、離婚により氏変更があった場合は、離婚届出により登録は自動的に廃止されます。新しい氏の印鑑登録を希望する場合は再度登録申請が必要です。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに登録する印鑑</li> <li>・代理人が申請する場合は委任状と代理人の印鑑・即日交付を希望する場合は本人が来庁し、官公署 発行の顔写真付で改ざん防止処理がされた身分証明書（例：運転免許証、パスポート等）の持参が必要</li> </ul>	
住民基本台帳カード・マイナンバーカード・通知カード	離婚により氏を変更された場合は、カードに変更後の氏名を記載しますので、カードをご持参ください。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳カード</li> <li>・マイナンバーカード（個人番号カード）</li> <li>・通知カード</li> </ul>	
電子証明書	離婚により氏を変更された場合は、署名用のみ自動的に失効になりますので、必要に応じて新たに手続きをしてください。		個人番号カード	

項目	説明	届出期間	必要書類	窓口
外国人住民の方	特別永住者以外の中長期在留者の方は、入国管理局で手続きが必要な場合があります。ご確認ください。	離婚日から14日以内	入国管理局でお尋ねください。	東京入国管理局 新潟出張所 Tel025-275-4735
	住民票の通称（名）の変更をご希望の場合は、ご相談ください。		個々の状況により、必要書類をお願いすることがあります。	住民課
国民健康保険	離婚により配偶者及び子ども等が社会保険の扶養対象でなくなり、国民健康保険に加入する場合は届出が必要です。	社会保険資格喪失日から14日以内	・健康保険資格喪失証明書 ・印鑑 ・同じ世帯で既に国民健康保険加入者がいる場合その国民健康保険証 ・個人番号カードをお持ちの方は個人番号カード	Tel94-3132
	現在国民健康保険に加入している方で、離婚により氏の変更があった場合は国民健康保険証の氏修正が必要です。	変更日から14日以内	・国民健康保険証 ・印鑑 ・個人番号カードをお持ちの方は個人番号カード	
国民年金	離婚により配偶者の社会保険の扶養対象でなくなった場合、国民年金は3号から1号への変更届出が必要です。（60歳以上は除く）国民年金保険料の納付が必要です。	社会保険資格喪失日から14日以内	・年金手帳 ・印鑑	
	現在国民年金1号加入の方で、離婚により氏の変更があった場合は年金手帳の氏修正が必要です。			
ひとり親家庭等の医療費助成の申請	母子家庭の母・児童、父子家庭の父・児童が健康保険証を使ってお医者さんにかかった時の自己負担金の一部を助成します。ただし、所得制限があります。		・健康保険証 ・印鑑 ・母子（父子）家庭等であることを証明する書類（戸籍謄本または児童扶養手当証書）※詳細は窓口にて、ご相談ください。	
児童手当	離婚により児童〔中学校3年生まで（15歳到達年度の年度末まで）〕の養育者（監護し、かつ生計同一）が変更になったとき。請求月の翌月分から支給されます。	離婚届出後すぐに	・健康保険証 ・印鑑 ・請求者名義の銀行預金通帳・個々の状況により他に必要書類をお願いすることがあります。	
児童扶養手当	離婚などにより、父と生計をともにできない児童を養育している母、または母と生計をともにできない児童を養育し、生計を共にしている父に支給します。父や母がいる場合でも、父や母に政令で定める重度の障害がある場合には支給します。〔18歳に達した最初の3月31日まで（ただし特別児童扶養手当受給児童は20歳の誕生日の前日まで）・所得制限あり〕☆請求月の翌月分から支給されます。		窓口にて、必要書類等、ご相談ください。	
厚生年金の分割請求	「離婚分割」は、離婚等をした際に厚生年金保険の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度で、平成19年4月1日から実施された「合意分割制度」と平成20年4月1日から実施された「3号分割制度」があります。	離婚後2年以内	年金事務所へお問合せください。	三条年金事務所 Tel0256-34-4811

